

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成25年11月13日 午前9時30分 開議

出席委員

委 員 長	小 田 伊佐浩
委 員	柳 瀬 ひろみ
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由貴子
委 員	花 井 正 文

説明のための出席者

教育部長	近 藤 薫 子
教育部次長	柴 谷 好 輝
教育部次長兼学校教育課長	白 井 博 司
教育部次長兼中央図書館長	内 藤 嘉 和
庶務課長	山 寄 博 充
学校教育課主幹	大 林 淳 司
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	中 村 幸 夫
学校給食課長	山 西 宣 好

教育長が指定した事務局職員

主 事 木 和 田 聡 哉

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 第39号議案 教職員の任用について
- 第3 第40号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第4 第41号議案 豊川市いこいの広場条例の一部改正について
- 第5 第42号議案 平成25年度12月補正予算について
- 第6 その他報告 平成26年度教育委員会予算見積書について

(午前9時30分 開会)

「小田委員長」 定刻になりましたので、只今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。

始めに日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。本日の会議録署名委員は、委員長において、柳瀬・花井両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「小田委員長」 続いて日程第2 第39号議案「教職員の任用について」を議題といたします。

なお、本案は職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「小田委員長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

「白井教育部次長」 第39号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「小田委員長」 次に日程第3 第40号議案「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 それでは、第40号議案「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例の制定について」を説明いたします。平成26年4月1日に消費税率及び地方消費税率が現行5%から8%になることはご存知かと思いますが、これに伴いまして本市でも施設や設備を使用するにあたって、利用者負担の適正を図るため、その使用料等を改定する予定であります。このうち、教育委員会が所管いたします条例が3課、合計15条例ございますので、これらをまとめて改正する条例を制定し、使用料等の改定を実施するものでございます。改定後の使用料等金額の設定は、全庁的に統一された考えで行われる予定でございます。現行の使用料等の額に3%を乗じて、1円単位を四捨五入し、10円単位での値上げを実施いたします。したがって、100円などの小額の使用料等につきましては据え置きとなっております。

まずは、生涯学習課が所管する施設のうち、使用料等の改定を実施する施設設備でございますが、豊川市生涯学習会館条例に定められております豊川市一宮生涯学習会館始め5会館の使用料等を改定いたします。その使用料等詳細につきましては、12ページから16ページに資料をお付けさせていただいておりますので、中身の細かな点についての説明は省略させていただきたいと思っております。基本的に生涯学習会館条例の中で使用料の設定については、50円単位で設定されていたものが多いのですが、今回、3%を乗じることで10円単位での設定になっております。

なお、生涯学習会館については、通常3ヶ月前からの予約となりますが、一部半年前から利用予約の受付が可能な施設がございます。そのため、この条例が市議会において可決する時期を鑑み、12月までに受け付けた平成26年4月1日以降の施設予約につきましては、附則に経過措置を設けており、附則の第3号で、施行日以降に豊川市生涯学習会館等を利用する者であって、

平成26年1月1日前に利用許可の申請をしたものについては、前項の規定に関わらず、なお従前の例によるとしております。生涯学習課分の条例改正の説明は以上でございます。

「中村スポーツ課長」　続きまして、スポーツ課が所管する該当使用料等の改定につきまして、資料5ページの第2条豊川市体育施設条例から、10ページの第14条豊川市陸上競技場条例までの13条例について、施設設備の使用料等が対象となります。改定の基本的な考え方は、ただいまの生涯学習課長の説明の通りですが、スポーツ課の関係分につきましては、その詳細を資料の18ページから51ページまで、各々掲載させていただきましたので、個々の説明は割愛させていただきますが、陸上競技場につきましては、6ヶ月の定期券という料金設定がございますので、附則の第4号において、施行日前の購入に対しての経過措置を設けております。簡単ではございますが、以上でスポーツ課所管の条例改正の説明を終わります。

「内藤中央図書館長」　続きまして、中央図書館が所管いたします当該使用料等の改定につきましては、豊川市ジオスペース館条例における施設設備の使用料及び借上料が該当いたします。その使用料の改定等の詳細につきましては、資料52ページのとおりでございます。以上で中央図書館所管分の条例改正についての説明を終わります。

「小田委員長」　それでは、ただいまの提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「林委員」　消費税率の改定に伴うものですから、使用料等の改定も当然のことと思いますが、すでに5%の消費税率が入ったものに対して3%を上積みするとのことですが、本来、従前の料金を5%分割り戻してから8%乗じなければならないと思いますが、その辺りは検討されていて大丈夫なんではないでしょうか。どのように算定するのかきっちりと説明しないといけないのではないのでしょうか。

「前田生涯学習課長」　今回の改訂では、財政課がとりまとめをしております、「平成25年度使用料等改定方針」のもとで改定をいたします。この冒頭に現行の消費税率及び地方消費税率の5%から8%の増加を見据え、1.03を乗じるとしているわけですが、※印として『過去の見直しにおいて消費税を考慮した実施がされていないため、本体価格を基準とする方式は適用しない』との説明があり、過去の事情を鑑み、今回一律に3%を上乗せする方針を定め、これに基づいて条例改正を行うものです。

「林委員」　わかりました。もうひとつ教えてください。この資料を見たとき、小中学校の教材として、非常に役に立つと思います。先程の説明では100円未満或いは、100円程度のものについては考慮しますよというような言い方をされていたかと思いますが、本来では、100円であろうが3%上積みしなければなりません。100円が103円になって、これを四捨五入すると100円になると説明したほうが、子どもたちにはわかりやすいのかなと思います。小学校や中学校では教材として使うような気もします。その時に教える場合には、そのような説明のほうがわかりやすいと思います。

「前田生涯学習課長」　改定方針をそのまま読まさせていただきますと、現行の末端単位が百円単位以上のものは末端単位を十円単位まで設けるものとし、算定結果を反映させる。カッコ書きと

して円単位を四捨五入することとしていますので、実際には、１００円のものが１０３円だと切られて１００円のまま、１０５円以上で四捨五入すると１１０円になるというかたちが基準となっております。

「小田委員長」 他にはありませんか。

「菅沼委員」 生涯学習会館の一例を見て、同じ集会室でも大きさだとか新しい古いということで、利用料金が各学習会館において統一されていないのか、また、そもそも合併前の各町では異なった料金体系であって、そういった料金の設定が合併の際に統一されなかったのか、そのまま据え置かれているのでしょうか。

「前田生涯学習課長」 わかる範囲でお答えしますが、各合併時に料金等の調整は検討されていたかと思います。基本は町における施設の使用料を考慮する一方で、利用者の受益者負担の観点から、実際に施設運営に係る経費を基に面積割等の㎡当たりの基準となる金額を求め、各室の性質や面積に応じて妥当な使用料の算定を平行して行い、総合的に検討しながら現行の使用料になっております。ただ、きれいに統一してきたかと言いますと、様々な事情があって現在の状況になっています。

「柳瀬委員」 総合体育館の１２枚セットになっている利用券については、年度内に使い切るようにしなければいけませんか。次年度以降の値上がり分をプラスするようになってしまうのでしょうか。

「中村スポーツ課長」 総合体育館のトレーニング室等は、１２回分の利用券が１０回分の料金で買うことができるような料金設定にしております。これらは、先に料金をいただいておりますので、４月以降も利用券がなくなるまでご利用いただけるようになっております。

「小田委員長」 他にありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「小田委員長」 異議なしと認め、日程第３ 第４０号議案「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

「小田委員長」 次に日程第４、第４１号議案「豊川市いこいの広場条例の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「中村スポーツ課長」 第４１号議案「豊川市いこいの広場条例の一部改正について」をご説明いたします。この条例は、豊川市いこいの広場が、これまでの度重なる災害により損傷を受けたことを踏まえ、施設全体の利用方法を見直す必要があるため、改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、第４条にありますとおり、野球場及びソフトボール場を廃止し、多目的広場として改正するための所要の規程の整備を行うものでございます。

第６条、７条、９条、１０条の「許可施設等」を「許可施設」に改めることにつきましては、ゲートボール場の道具の附属設備の関係で「等」を今までいれておりましたが、今回の改正で付帯設備の廃止をすることになりましたので、「等」を削除するものです。

なお、今回の改正に伴いまして、別表第1において規定しておりました野球場・ソフトボール場の利用料金の限度額を多目的広場に改正することにより削除して使用料を無料とし、損傷の進んでいるゲートボール場の利用料金の限度額につきましても同様に削除し、無料で使用できる施設とするものでございます。

また、別表第2において規定しておりました、ゲートボール場の道具一式の利用料金の限度額につきましても、附属設備を廃止することから削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとし、条例の施行に関し必要な経過措置を定めております。

「小田委員長」 この条例を改正するにあたっての背景ですとか、利用者や地域の方の同意に関することについて、もう一度簡潔に説明願います。

「中村スポーツ課長」 この点につきまして、いこいの広場は、豊川の河川敷左岸に設置した体育施設でございまして、平成23年の7月に台風6号が襲来いたしまして、以降23年9月、24年6月、25年10月と2年間の間に4回も増水による施設の流失という被害を受けました。その都度、一定の改修を行ってきましたが、被害の度に改修をすることは、河川敷という施設の場所柄からも、これ以上費用を投資することはできないという市の判断に至りました。今回の被害を受けたことを最後に、野球場とソフトボール場については廃止し、多目的広場という芝生で覆われた広場にして管理をしていくことといたしました。ゲートボール場につきましては、規模を以前の8面から5面に縮小していますので、利用料について無料としていきたいと考えております。地域の方々にも以前は、野球やグラウンド・ゴルフ、ゲートボール等いろいろご利用いただいておりますが、この2年間はほとんど利用できない状況になっていましたので、関係する方々にも度重なる被災により、今までどおり管理することはできないと説明はさせていただいております。旧一宮町地内にある施設として地域の方々にとっては愛着を持って利用していただいておりますので、今回の条例改正にあたっては、地元の議員さんにも事情を説明させていただき、一定のご了解をいただいております。関係するグラウンド・ゴルフ協会にも、今後野球場を廃止して多目的広場にした場合の利用方法について、改めてご相談に応じることとしております。

「小田委員長」 それでは、只今の提案についてご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「小田委員長」 異議なしと認め、日程第4 第41号議案「豊川市いこいの広場条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「小田委員長」 次に日程第5、第42号議案「平成25年度12月補正予算について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山崎庶務課長」 それでは、「平成25年度12月補正予算について」をご説明いたします。初めに庶務課ですが、「赤坂小学校屋内運動場改修工事：32,000千円」でございます。9月の台風18号により、屋内運動場が雨漏りし、アリーナ全体が雨に浸かってしまい床面が凸凹にな

り、子どもたちの安全面も考慮して改修をするものですが、構造上雨樋にも問題があるため併せて改修するものです。

「小学校トイレ改修工事図面作成業務委託料：１，０００千円」「中学校トイレ改修工事図面作成業務委託料：１，０００千円」につきましては、来年度予算に要求するトイレのドライ化工事に向け、円滑に工事が進むよう、今の段階から設計図面を準備していくものです。

次に「南部中学校防球ネット復旧工事：１９，０００千円」ですが、南部中学校では、野球部やソフトボール部の練習等で度々、その打球が既設のネットの上を超え、地域の方々や往来する方々にご迷惑をお掛けしており、苦情も寄せられていることから、新たに１０ｍの高さの防球ネットを設置するものです。

「前田生涯学習課長」 生涯学習課関連の補正予算についてご説明いたします。「宝円寺のシダレザクラ支柱等修理補助：１２１千円」ですが、県指定天然記念物宝円寺のシダレザクラは、枝を支柱で吊ったりしております。町の時代に設置されたものが年数が経過したため、県費補助事業として来年度に修理を予定しておりました。ところが、県教育委員会から、前倒しで今年度でも実施可能となったと所有者に連絡があり、所有者もそれを了承いたしましたので、急遽、今年度支柱修繕を実施することになりました。これに伴い、市では事業費の１割を補助することができるため、今回の補正予算に計上させていただいたものです。

「内藤中央図書館長」 中央図書館の関連する１２月補正予算ですが、「全天周投影機器借上料：５２３千円」「全天周投影用ソフトウェア：１０，４９５千円」でございます。ジオスペース館では９月下旬にプラネタリウムの投影機器が故障し、現在、代用品を使用して投影を続けております。したがって、従来の質を維持するため、投影機器のリース代と投影用のソフトウェアを購入するための補正予算を計上いたしました。

「中村スポーツ課長」 スポーツ課の関連する補正予算についてご説明いたします。「土地購入費・収入印紙代：７４，０６９千円」「野外センター営繕工事費：１７，０００千円」を計上しております。土地の購入につきましては、小坂井Ｂ＆Ｇ海洋センターの借地部分につきまして、地主である篠東水稻苗代組合からの買取要望がございました。９月の補正予算において不動産鑑定士による土地の評価を実施し、今回、同組合の１４筆と、これとは別の地主である個人所有地２筆を加えて土地購入費用を補正予算計上したものでございます。

野外センターのログハウス４棟については、いずれも基礎部分を中心に木部の腐食が進んでおりましたので、これまでに３棟の改修を進め、今回残りの１棟「もみ」について改修を行います。また、３棟あるケビンにつきましても、損傷箇所がございますので、合わせて改修工事を行います。次年度の学校利用が始まる６月上旬までに完了させる予定でございます。

「山西学校給食課長」 学校給食課に関連する補正予算についてご説明いたします。「学校給食センター施設修繕料：１４，３３８千円」でございます。穂ノ原の学校給食センターは、建設後１１年が経過しており、特にボイラー関係の損傷が著しいため修繕を実施するものです。給食センターの調理は蒸気を発生させて、２キロから３キロの圧力をかけるとその蒸気の温度が１２０度から１３０度になります。この蒸気を使って調理を行っておりますが、その配管等が腐食して

きております。大きな亀裂ができますと蒸気が噴出するといった危険な状況になりますので、修繕を行うものです。調理器具の中には、蒸気の量を調節する弁についても不具合が出ていますので、合わせて取替えを行ってまいります。

「小田委員長」 それでは、ただいまの提案についてご質疑がありましたらお願いいたします。

「林委員」 今回、改修工事や修繕工事等の補正がほとんどですが、こういったものは待ったなしではないかと思えます。補正予算が可決されていつ頃から工事を実施するのでしょうか。

「山西学校給食課長」 給食センターですが、こうした不具合が発生した場合、当初予算又は3月に補正し夏休み時期に修繕しておりました。今回はそれに加えて急を要する腐食箇所が出てきましたので、当初予算措置してあります修繕料や流用等で対応しながら、今回の補正案件も含めて様々な修繕に対応してまいります、冬休み時期を主な作業期間として考えております。

「中村スポーツ課長」 きららの里の利用者に影響の出ない時期、特に6月中旬以降は、小学校単位で多く利用されていますので、この時期を避けて行うようにしています。4月から11月までが営業期間ですが、設置されているところが標高900mのところにありますので、凍結や積雪も避けて、3月から6月を工期としております。

「小田委員長」 他にありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「小田委員長」 異議なしと認め、日程第5 第42号議案「平成25年度12月補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

「小田委員長」 次に日程第6、その他報告「平成26年度教育委員会予算見積書について」を議題といたします。なお、本報告については、今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件であることにより、審議を非公開としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「小田委員長」 異議なしと認め、本報告は非公開とします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

「近藤教育部長」 「平成26年度教育委員会予算見積書について」を資料に基づき説明

(以下、議事内容は、今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件のため議事を非公開)

「小田委員長」 本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時45分 閉会)